



賛助会員募集のご案内

私たちは旭川市および近隣8町への本州、特に首都圏等の大都市圏からの移住を希望する人たちの支援サービスの提供を目的とした民間コンソーシアムです。2007年問題と言われる、団塊の世代の大量定年にあたり、第2の生活のスタートに大都市圏を離脱してより自分らしく暮らすための地方への移住希望者が増えており、また、若い世代においても、生き方、暮らし方について個人の多様な価値観に基づき、本州の大都市圏ではなく、地方都市や田園地域での生活を選択する層が増えています。私たちの暮らすこの地は、大雪山の豊かな自然と適度な都市機能を兼ね備え、人々が心豊かに暮らすには本当にすばらしい地域です。私たちはこのコンソーシアムメンバー全員の共通認識に基づき、大都市圏からの移住願望を持った人たちに、少しでもこの地域を知っていただき、また、この地域で暮らす人たちとの交流の機会を提供することで、移住にあたっての参考としていただくとともに、結果として、交流人口の増大による地域の活性化に貢献していきたいと考えています。

賛助会員について

この度、移住支援コンソーシアム「カムイミントラの伝道師」では、地域における移住者や移住希望者さらにはそのご家族、友人など、交流人口のさらなる増加と実質的な交流を加速し、地域の活性化に寄与させていただくため、私たちの活動を支援していただくとともに、移住者、移住希望者への具体的な情報提供、交流イベントに参加していただき、私たちの活動を通じた地域活性化に対し、幅広いご意見をいただける賛助会員を広く募集いたします。裏面の会則（抜粋）をご一読のうえ、ふるってご参加頂きますよう、コンソーシアム理事会一同、心よりお待ちしております。

賛助会員年会費

法人 **10,000円** 個人 **3,000円**

お振込口座

北洋銀行 旭川中央支店 (普)4234119 カムイミントラの伝道師 代表 井下佳和
郵便局 19760-11828891 カムイミントラの伝道師

下記、入会申込書に必要事項をご記入の上、年会費を添えて、事務局までお申し込み下さい。また、FAX、インターネットからの入会申込みも受け付けております。この場合、お申し込みのご連絡の上、年会費を左記口座までお振込下さい。

インターネットによるお申し込み

<http://www.kamuihintara.org/>

● 賛助会員特典

- ①当コンソーシアムが主催する移住関連イベントへの無料または会員料金での参加・出展
- ②当コンソーシアムのホームページにおける無料または会員料金での求人、PR情報等の発信
- ③メールマガジン・他会報誌の購読

コンソーシアム会則を承諾の上、賛助会員に申し込みます。

FAX → 0166-23-5889

フリガナ 企業名		業 種	
フリガナ 代表者名		役 職	
ご連絡先	〒 -	TEL	
		FAX	
会社サイト	http://	メールアドレス	@

お問い合わせ

カムイミントラの伝道師 事務局
代表理事 井下 佳和 (有限会社アグリテック)

国土交通大臣登録旅行業 第1673号 (株)JALトラベル北海道旭川支店
旭川市宮下通8丁目1953-24 山京エイトビル1F
電話(0166)23-5811 FAX(0166)23-5889 Mail info@kamuihintara.org
事務局長(総合旅行業務取扱管理者) 元由 視敏

カムイミントラの伝道師 会則（抜粋）

（目的）

第2条 本会は、首都圏等、本州などの大都市に暮らす人々に対し北海道への移住・定住を促進するための情報提供・支援活動を通じ、北海道と大都市圏との人材交流を活性化し、移住者が北海道らしい、豊かな生活を実現する手助けをするのと同時に、地域コミュニティの再生、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1)移住情報を提供するホームページの企画・制作・運営
- (2)移住情報を提供するメールマガジンの企画・制作・発行
- (3)移住下見ツアーの企画・立案・主催
- (4)北海道移住に関する相談・コンサルティング事業
- (5)北海道移住に関する東京・大阪等大都市圏での移住説明会の実施
- (6)北海道移住に関するイベント開催事業
- (7)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員資格及び種別）

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員、個人会員により構成する。
2.正会員は本会の運営に直接参画する意欲のある法人、団体とする。
3.賛助会員は本会の目的に賛同し、移住希望者への積極的な情報発信・具体的な支援活動に参加する意欲のある法人、団体または個人とする。
4.個人会員は、北海道移住を夢見る人、北海道への移住プランを持つ人、すでに移住してきた人、または、以前から北海道に居住する人で、移住希望者、移住者との情報交換による支援を行っていた方。

（会費・寄付金）

第5条 本会の会員は会員種別に応じた会費を本会の定める期日までに本会に納入しなければならない。

- (1)正会員の年会費は、100,000円とする。
- (2)賛助会員(法人)の年会費は、10,000円とする。
- (3)賛助会員(個人)の年会費は、3,000円とする。
- (4)個人会員の会費は無料とする。
- (5)寄付金は、理事会の承認を経て受理する。
2.会員がその種別を変更する場合、変更後の会員種別の当該年度における会費が変更前の会費より高額である場合、当該会員は会員種別の変更と同時に差額を納入するものとする。ただし、変更後の会費が変更前の会費より低額である場合、本会はその差額を返還しない。
3.本会が特別に施策を行う場合あるいは、本会の活動に必要な資金が不足した場合、理事会の議決により会員の全部又は一部に別途負担金の納入を求めることができる。ただし、関連する会員の事前の合意を必要とする。
4.会員が本会を脱退した場合、当該年度までに拠出された会費および負担金は返済されない。

（会員の加入及び会員代表者）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会に提出するものとする。
2.正会員又は賛助会員がその種別を変更するときは、所定の変更申込書を本会に提出するものとする。
3.前二項に基づき、入会の申込みまたは会員種別の変更申込みがあったときは、理事会において審査の上、その諾否を決定し、申込者に通知する。
4.本条第1項及び第2項において、正会員になろうとするものは、正会員2名の推薦を必要とする。
5.本条第1項及び第2項において、正会員になろうとするものは、所定の入会申込書または変更申込書において本会に対してその権利を行使する代表者（但し、正会員の役員又は従業員に限る。以下「会員代表者」という。）1名を指名するものとする。また、会員代表者を変更したときは、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。
5.個人会員は、本会則および都度提示する諸規定に承諾の上、加入することができるものとする。

（退会及び除名）

第7条 会員は本会から脱退を希望する場合、本会にその旨を書面にて通知する。会員から本会に対して毎活動年度末日までに脱退の通知が無い場合、当該の会員は原則として次年度も本会に継続的に参加するものとする。
2.会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会は当該会員を除名することができる。除名は当該会員に通告されるとともに、他の全メンバーに通知される。
(1)会員が会費を払わず、催告にも応じないとき。
(2)本会の会則または規則に違反して本会の名誉を著しく毀損し、又は本

会の目的に著しく反する行為を行ったと運営委員会で判断されたとき。

（権利）

第9条 会員は、その種別によって、次の各号に定める権利を有する。
(1)正会員は、本会及び本会のホームページを通じて、直接的にサービスを提供することができる。ただし、サービスの提供に当たっては理事会で策定する事業サービス計画に基づいてサービスを提供しなければならない。
(2)賛助会員は、本会が主催する移住に関するイベントに出展し、また、本会が運営するホームページにおいて、必要な情報を発信し、賛助会員固有のホームページとリンクさせることができる。ただし、イベントへの出展、ホームページへの情報掲載にあたっては別途費用が必要な場合がある。
(3)個人会員は本会が計画実施する各種フォーラム、イベント等に参加し、また本会が刊行する会報、その他本会が別に定める規定に基づき資料の配付を受けることができる。

（守秘義務）

第10条 会員は本会の事業を通じて知りえた情報については、その情報を第三者に開示してはならない。
2.会員が本会から取得した情報が、本会則の規定に違反して現に当該会員以外の第三者に開示され、又は第三者にその複製物が配布されたことが明らかになった場合、当該会員は、直ちに理事会に対しその旨報告するとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。
3.前2項の規定にかかわらず、個人情報保護法等、関連法規によりその取り扱いが規定されるものはその法の定めるところによる。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、本会則第11条に定める義務及び未履行の義務は、これを免れることはできない。
2.本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

（損害賠償）

第12条 会員が、本会則に定める義務に違反したことにより、本会又は他の会員が損害を被った場合、責のある当該会員は、損害賠償の義務を負うものとする。

（資産の構成）

第24条 本会の資産は、会費、負担金、寄付金品、資産から生ずる収入、及びその他の収入とする。

（資金運用）

第26条 本会の活動に関する資金は原則として以下の項目に対して適用され、会員においてこれ以外に発生する費用に関しては、理事会の承認を受けない限り各社各々で負担する。
(1)第三者に業務を委託するための費用
(2)本会の活動のために確保するオフィス、機材に関する費用
(3)本会の活動のために購入あるいは貸借するソフトウェアに関する費用
(4)本会の活動のために獲得する権益に関する費用
(5)理事会で承認を受けた会員において発生する人件費、旅費
(6)事務局業務の委託、事務局経費に関する費用
(7)本会の活動のために必要なイベント開催、翻訳、調査、国内外会議出席のための費用
(8)借入金の返済

（活動年度および会計年度）

第28条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計年度も同様とする。

（活動報告及び収支決算）

第30条 本会の活動報告書及び収支決算書は、活動年度終了後、事務局において遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、定期理事会の承認を得なければならない。

（剰余金の処理）

第32条 本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填に充てるものとし、なお剰余金のあるときは理事会の議決を得て、翌年度に繰り越し、または積み立てることができる。